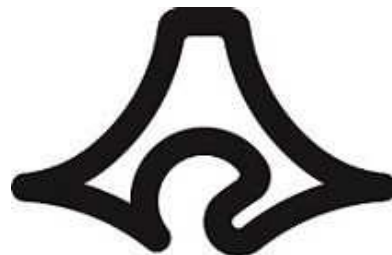


提供日 2025/02/05  
タイトル 天竜川水系の取水制限（第2報：強化）  
担当 暮らし・環境部 環境局水資源課  
連絡先 水資源班  
TEL 054-221-2256



-危機管理情報-

天竜川水系の取水制限（第2報：強化）

天竜川水系では、11月下旬以降の少雨により、ダム貯水量が減少したため、1月21日（火）から第1段階の取水制限を実施している。

今後もまとまった降雨が見込まれないことから、天竜川水利調整協議会（会長：静岡県暮らし・環境部長）は、2月4日（火）に幹事会を開催し、天竜川水系の取水制限を次のとおり決定した。

1 決定事項

2月6日（木）午前9時から、次の取水制限率による第2段階の取水制限を開始し、同水系からの取水を制限する。

上水道10%、工業用水20%、農業用水20%

<参考>第1段階の取水制限率 上水道5%、工業用水10%、農業用水10%

2 今回の取水制限における具体的な対応と県民への影響

- 上水道は、配水管理を徹底し、引き続き県民への節水の呼びかけを行う。（一般家庭への給水制限を直ちに行うものではない。）
- 工業用水は、配水管理を徹底し、引き続き給水事業所への節水の呼びかけを行う。（給水事業所への給水制限を直ちに行うものではない。）
- 農業用水は、各ほ場等への配水調整を行うとともに、配水管理の徹底を図る。

県内における取水制限及び節水の呼びかけ対象市町の範囲

上水道	4市1町	浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町
工業用水	3市	浜松市、磐田市、袋井市
農業用水	3市1町	浜松市、磐田市、袋井市、森町

※県民の皆様へ

水道関係者等と協力して、節水による影響がないよう努力してまいります。皆様におかれましては、いつも以上に水を大切に使うようお願いいたします。

上記の内容を『危機管理情報』として県ホームページに掲載するとともに、市町へ伝達する。

<参考>

佐久間ダムの貯水状況（各日24時時点）

有効貯水量 (千m <sup>3</sup> )	貯水量 (千m <sup>3</sup> )		貯水率 (%)		平年比 (%)	
	1月21日	→ 2月4日	1月21日	→ 2月4日	1月21日	→ 2月4日
149,023	69,690	→ 398,77	46.8	→ 26.8	92.5	→ 50.4

※ 貯水率: 有効貯水量(ダム容量)に対する比率

佐久間ダム流入量

令和6年12月の平均	79.4m <sup>3</sup> /s
------------	-----------------------

↓

令和7年1月の平均	63.0m <sup>3</sup> /s
-----------	-----------------------

降水量（気象庁データ）

期間	地点	降水量	平年降水量	平年比	備考
11月	諏訪	128.0 mm	69.1 mm	185.2 %	
	飯田	136.0 mm	93.5 mm	145.5 %	
	佐久間	162.0 mm	120.9 mm	134.0 %	
12月	諏訪	0.0 mm	41.7 mm	0.0 %	
	飯田	15.0 mm	65.4 mm	22.9 %	
	佐久間	1.0 mm	78.1 mm	1.3 %	
1月	諏訪	13.0 mm	43.2 mm	30.1 %	
	飯田	30.5 mm	63.4 mm	48.1 %	
	佐久間	27.0 mm	71.0 mm	38.0 %	

天竜川水利調整協議会 構成団体

団体名	委員		幹事	
静岡県くらし・環境部	会長	部長	水資源課長	
電源開発株式会社	委員	中部支店長	佐久間電力所長	
独立行政法人水資源機構中部支社		次長	施設管理課長	
農林水産省関東農政局		農村振興部長	西関東土地改良調査管理事務所長	
浜松市上下水道部		管理者	浄水課長	
寺谷用水土地改良区		理事長	事務長	
磐田用水東部土地改良区		理事長	事務局長	
浜松土地改良区		理事長	事務局長	
経済産業省中部経済産業局 資源エネルギー環境部		資源エネルギー環境部長	電力・ガス事業課長	
愛知県		農林基盤局長	農地計画課長	
静岡県		農地局長	農地計画課長	
静岡県企業局		局長	水道企画課長	
国土交通省中部地方整備局		顧問	河川部長	浜松河川国道事務所長
愛知県建設局			局長	河川課長
静岡県交通基盤部	理事(土木技術担当)		河川砂防管理課長	
静岡県くらし・環境部	事務局	水資源課		

天竜川における近年の取水制限実施状況

年度	取水制限	期間	日数
R 3	第1段階	令和4年1月7日～令和4年1月27日	21日間
	第2段階	令和4年1月28日～令和4年3月25日	57日間 (78日間)
R 4	第1段階	令和5年1月12日～令和5年2月6日	26日間
	第2段階	令和5年2月7日～令和5年3月3日	25日間
	第1段階	令和5年3月4日～令和5年3月24日	21日間 (72日間)
R 5	第1段階	令和6年1月10日～令和6年2月28日	50日間 (50日間)
R 6	第1段階	令和7年1月21日～	